3 (1) 借款は、モーリシャスの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2) (1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3) 借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4 モーリシャス共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5 モーリシャス共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6 3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してモーリシャス共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためモーリシャス共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7 モーリシャス共和国政府は、次のものを免除する。

(a) ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してモーリシャス共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(b) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してモーリシャス共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(c) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してモーリシャス共和国において課されるすべての関税及び関連の財政課徴金

(d) 計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してモーリシャス共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

8 モーリシャス共和国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a) 借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。

(b) 借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びモーリシャス共和国の一般公衆の安全を確保し及び維持すること。

(c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

9 モーリシャス共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a) 計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b) 計画に関連するその他の情報

10 両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をモーリシャス共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年七月八日にポートルイスで

モーリシャス共和国駐在

日本国特命全権大使　川口哲朗

モーリシャス共和国

副首相兼財務・経済開発大臣

プラヴィン・クマール・ジュグノート閣下

（モーリシャス側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をモーリシャス共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年七月八日にポートルイスで

モーリシャス共和国

副首相兼財務・経済開発大臣

プラヴィン・クマール・ジュグノート

モーリシャス共和国駐在

日本国特命全権大使　川口哲朗閣下

○厚生労働省告示第三百二十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十四第五項及び第百十六条第一項の規定に基づき、介護予防事業の円滑な実施を図るための指針（平成十八年厚生労働省告示第三百十六号）及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百十四号）の一部を次のように改正し、平成二十二年八月六日から適用する。

平成二十二年八月六日

厚生労働大臣　長妻　昭

第一　介護予防事業の円滑な実施を図るための指針の一部を次のように改正する。

前文中「虚弱な」及び「（以下「特定高齢者」という。）」を削る。

第一の三中「第一号被保険者を対象に」を「第一号被保険者を対象とした」に改め、「を実施する介護予防一般高齢者施策」を削り、「特定高齢者を対象に」を「要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者を対象とした」に改め、「を行う介護予防特定高齢者施策」を削り、「両施策は、事業の」を「両事業の」に、「介護予防特定高齢者施策の」を「二次予防に係る事業の」に、「介護予防一般高齢者施策に」を「一次予防に係る事業に」に、「両施策が」を「両事業が」に改める。

第二の標題を「二次予防に係る事業」に改め、第二の一中「介護予防特定高齢者施策」を「二次予防に係る事業」に改め、第二の二中「介護予防特定高齢者施策は、主として特定高齢者を対象に実施するものとし、その」を「二次予防に係る事業の対象者の」に改め、「生活機能評価に基づく」を削り、第二の三中「介護予防特定高齢者施策」を「二次予防に係る事業」に改める。

第三の標題を「一次予防に係る事業」に改め、第三の一及び二中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第三の三中「介護予防一般高齢者施策においては」を「一次予防に係る事業は」に、「介護予防特定高齢者施策」を「二次予防に係る事業」に改める。

第二　介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を次のように改正する。

第二の二の2の㈡のロ中「介護予防事業の対象となる特定高齢者（要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる六十五歳以上の者をいう。）」を「二次予防（要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者を早期に発見し、早期に対応することをいう。）に係る事業の対象者」に、「介護予防のための生活機能評価における有所見者」を「すべての第一号被保険者（要介護者及び要支援者を除く。）に対して実施される実態把握」に改める。

○厚生労働省告示第三百二十五号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月六日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表第2第2部注射薬中「（ふ）」、「（㈱　フェンタニル注射液0.1mg「三共」　0.005％2mL1管」及び「（㈱　フェンタニル注射液0.25mg「三共」　0.005％5mL1管」を削る。

別表第3に第6部として次のように加える。

第6部　注　射　追　補

品名		薬価規格単位
（ふ）		(3)
㈱	フェンタニル注射液0.1mg「三共」	0.005％2mL1管
㈱	フェンタニル注射液0.25mg「三共」	0.005％5mL1管